

Financial Adviser

巻頭インタビュー・FP羅針盤

上田真一

NPO法人 空家・空地管理センター 代表理事

12

[ファイナンシャル・アドバイザー]

DEC. | 2015

No.205

www.kindai-sales.co.jp

ワイド
特集

いま伝えたい 資産運用の着眼点

証券税制改正
への対応乱高下時の
売り時・買い時投資対象
としての
郵政3社NISA
120万円を
どう活かすか意識すべき
アセットロケーションリスク
コントロール型
ファンドの実力ジュニア
NISAの
活用法

笑顔相続のススメ

第33回

前妻の子どもとの縁

さまと前妻との間に娘（42歳・以下「A」）がいました。

お父さんは寝たきりになつていて、少しお話をしたところ、「前妻とは離婚のときに関係が切れていって、Aとも会っていない。Aがどのような生活をしているかもわからぬい」とのことでした。

前妻と離婚していてもAとは戸籍上の親子関係が続いている、相続が発生した際には相続権があります。今回のケースでは遺産の6分の1の持分をAが持つことになります。

そのため、いまお父さんが亡くなつた場合は相続で揉める可能性が非常に高くなります。ご家族からすれば「会つたこともないAになぜ財産を渡さなければならないのか」となります。これは、相続人が何人いるのかを確認するとともに家族構成や家族関係をお聞きすることになります。これは、相続人が何人いるのかを確認するとともに家族構成や家族関係を聞くことによって、相続が起こったときに遺産分割をスムーズに行えるかどうかを知るためです。

先日、相談に来られた方の親族関係図を作成したところ、お父さま（70歳）、お母さま（68歳）、長男（37歳）、長女（35歳）の他に、お父

関係修復で笑顔相続に

相続診断の結果、相続税の申告と納税が必要であることがわかりました。そのため、最終的にはAに会つ

て、話合いのうえで相続税申告書などに押印をいたしたことになります。私は、相続の問題もありますが、実の親子が亡くなるまで会うことなく終わってしまうのはあまりにも悲しいことだと考え、「お父さまがご存命のうちにAに会つてみてはいかがでしょうか」と提案してみました。当初、ご家族は見ず知らずのAとの面談に不安を感じていましたが、結局会わなければならぬのであれが相続発生前のほうがよいということがになり、面談を決めました。

面談の前にできうる準備をしようと、面談前にできる準備をしようと、面談前にできる準備をしようと、面談前にできる準備をしようと、面談前にできる準備をしようと、面談前にできる準備をと

うに親族関係をお聞きすることになりました。これは、相続人が何人いるのかを確認するとともに家族構成や家族関係を聞くことによって、相続が起こったときに遺産分割をスムーズに行えるかどうかを知るためです。

先日、相談に来られた方の親族関係図を作成したところ、お父さま（70歳）、お母さま（68歳）、長男（37歳）、長女（35歳）の他に、お父



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える“笑顔相続”的ススメ」(ぎょうせい)発売中。



子の関係は永遠に修復できません。離婚をしても子どもとの縁は簡単には切れません。そのことをしっかりと認識して、連絡が取れるようにしておくことが大切です。

F

父さまがAの住所を知らないかったのです。相続発生後であれば、相続のために戸籍謄本などを我々のようないくつかな方法で取ることができます。しかし、相続発生前は個人情報などのがんばりで、もし住所がわからず、会うことができなかつたらどうなつていてしまうか。ご家族は、お父さまが亡くなるまでAがどんな人かもわからず、漠然とした不安の中で過ごしていました。Aが母子家庭で苦労していれば、交渉は難しいことが多いでしょう。

面談の際、最初はわだかまりがあるように見えましたが、話を続けるうちに解消されていきました。また、Aは遺産分割に配慮してくれていた

ことに感動していました。その結果、

親子の縁が修復され、笑顔相続を迎えることができたのです。

ただ、当初面談することを決めた